

こ成環第 286 号  
令和 8 年 4 月 24 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官  
( 公 印 省 略 )

令和 8 年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付について

標記の補助金の交付については、別紙「令和 8 年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」により行うこととし、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

令和 8 年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和 8 年度妊婦のための支援給付事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。なお、本要綱における「妊娠届出」については、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 15 条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものと定義する。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する妊婦支援給付金の支給のために要する費用を交付することにより、必要な体制整備を行い円滑な支給及び運用の効率化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、「妊婦のための支援給付事業の実施について」（令和 7 年 6 月 24 日こ成環第 266 号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「妊婦のための支援給付事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に必要な経費を交付の対象とする。なお、令和 7 年度妊婦のための支援給付事業費補助金において、システム改修費の交付決定を受けている市町村は、この補助金の同種目に係る交付の対象外とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 都道府県分

- ア 次の表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
委託経費等	前年度 1 年間の妊娠届出数及び出生者数 100 人当たり 150 千円  ※100 人未満の対象者は切り上げること。	妊婦支援給付金を希望者に応じてクーポン等で支給する場合に必要な 需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	10/10

(2) 市町村分

ア 次の表の第1欄の種目ごとに、次により算出された額の合計額とする。

イ 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
委託経費等	前年度1年間の妊娠届出数及び出生者数 100人当たり 150千円  ※100人未満の対象者は切り上げること。	妊婦支援給付金を希望者に応じてクーポン等で支給するために必要な 需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	10/10
事務費	(1) 前年度1年間の妊娠届出数 200 未満 3,000千円 (2) 前年度1年間の妊娠届出数 200 以上 700 未満 9,000千円 (3) 前年度1年間の妊娠届出数 700 以上 15,000千円 ただし、(3)の市町村でこども家庭センターを6か所以上設置している場合 30,000千円	妊婦支援給付金を現金その他確実な支払方法で支給するために必要な 報酬、給料及び職員手当、職員旅費、共済費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	1/2  (都道府県 1/4 市町村 1/4)
システム改修費	(1) 前年度1年間の妊娠届出数 400 未満 500千円 (2) 前年度1年間の妊娠届出数 400 以上 1,000千円 (3) 中核市・特別区 2,000千円 (4) 政令市 4,000千円	社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版に対応するために必要な 需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、報償費、委託費、負担金等	2/3  (市町村 1/3)  ※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

(補助金の概算払)

- 5 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 4(2)の表第1欄に定める種目ごとの事業に要する配分を変更する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (7) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式14により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。  
また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返納しなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、様式2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が別に指定する日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、様式3による申請書に関係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。  
また、都道府県知事は、市町村長から(1)の申請書を受領したときは、必要な審査を行い、適正

と認めたときはこれを取りまとめの上、様式3に關係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

(変更交付申請)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、様式7による申請書を都道府県知事が別に指定する日までに、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、様式8による申請書に關係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

また、都道府県知事は、市町村長から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式8に關係書類を添えて、別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(標準処理期間)

9 都道府県知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内にこども家庭庁長官に提出するものとし、こども家庭庁長官は交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 この補助金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) こども家庭庁長官は、都道府県に対し、様式4又は様式9により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(2) こども家庭庁長官は、市町村の補助金の交付決定を行うものとし、都道府県に対して、様式5又は様式10により、市町村への交付決定の通知を依頼するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の依頼があったときは、市町村に対し、様式6又は様式11により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この補助金の実績の報告は、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、都道府県知事が別に指定する日までに、様式12による報告書を都道府県に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村長から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、様式13に關係書類を添えて、こども家庭庁長官が別に指定する日までに、こども家庭庁長官に提出するものとする。

(額の確定の通知)

12 この補助金の交付額の確定は、次により行うものとする。

(1) こども家庭庁長官は、都道府県に対し、様式14により速やかに交付額の確定の通知を行うものとする。

(2) こども家庭庁長官は、市町村の補助金の額の確定を行うものとし、都道府県知事に対して、様式15により、市町村への交付額の確定の通知を依頼するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の依頼があったときは、市町村に対し、様式16により速やかに交付額の確

定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

13 こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別に指定する日までに、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(様式1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金調書

令和 年度

内閣府所管 特別会計

自治体名 \_\_\_\_\_

国		地方公共団体								備考
		歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定額	科目	予算額	決算額	科目	予算額	うち国庫補助金相当額	決算額	うち国庫補助金相当額	
	円		円	円		円	円	円	円	
(勘定) 子ども・子育て支援勘定 (項) 妊婦のための支援給付費 (目) 妊婦のための支援給付事業費補助金										

1 「国」の「交付決定額」は、交付決定の額を記載すること。

2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入及び歳出については款、項、目をそれぞれ記載すること。

3 「予算額」は、歳入に当たっては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出に当たっては当初予算額、補正予算額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

(様式 2)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 様式 2 別表 1 の交付申請額のとおり
- 2 添付書類
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書  
（様式 2 別表 1）
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書  
（様式 2 別表 2）
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書
  - ・ 歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

(様式2別表1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調査

自治体名

地方公共団体コード

種目	総事業費	貸付金その他 収入予定額	繰引額 【A-B】	対象経費の 支出予定額	正算額	差控額	国庫補助 基本額	交付申請額
	A 円	B 円	C 円	D 円				
委託経費等			0		0	0	0	0
事務費			0		0	0	0	0
システム改修費			0		0	0	0	0
合計								0

- ※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。
- A欄には、この事業のための総事業費を記入すること。
  - B欄には、以下の基準額算出費で算出した額を記入すること。
  - C欄には、各項目ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
  - F欄には、各項目ごとにF欄の額を記入すること。
  - H欄には、H欄の額に交付申請に定める補助率を乗じた額を記入すること。(項目ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
  - システム改修費については、交付申請に基づき、令和7年度の国庫補助金のシステム改修費の交付決定を受けている自治体は申請できない。
  - システム改修費の補助率については、交付申請に基づき、自治体の財政力指数により補助率が変動する。

前年度1年間の 妊娠届出数	前年度1年間の 出生者数	子ども家庭センター 設置数	箇所
人	人		

いずれが該当するものを選択  
(1) 一般市町村 (2) 中核市・特別区 (3) 政令市

\_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

どちらが該当するものを選択  
(1) 財政力指数1未満 (2) 財政力指数1以上

\_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

※システム改修費を申請する自治体は確認のうえ入力すること。

\_\_\_\_\_ 令和7年度の国庫補助金のシステム改修費の交付決定を受けていない。

基準額算定表

交付要領に基づき、以下の算定表により算出すること。

<委託経費等>

管内市町村【特別区を含む】の前年度1年間の妊娠届出数及び出生者数100人当たり 169千円

※100人未満の場合は切り上げるものとする。

※妊娠届出とは、母子保健法第16条に定める妊娠の届出の届、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{妊娠届出数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{出生者数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{【妊娠届出数+出生者数】} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{【100人未満切り上げ】} \\
 \text{人}
 \end{array}
 \times \dots \text{①}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{補助単価} \\
 \text{169,000円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{【①/100】} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{正算額} \\
 \text{【正額】} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

<事務費>

【1】前年度1年間の妊娠届出数200件未満 3,000千円

【2】前年度1年間の妊娠届出数200件以上700件未満 9,000千円

【3】前年度1年間の妊娠届出数700件以上 15,000千円【子ども家庭センターを6か所以上設置している場合 30,000千円】

※妊娠届出とは、母子保健法第16条に定める妊娠の届出の届、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{妊娠届出数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 \times \dots \text{【1】} \sim \text{【3】}$$

(2)のうちこども家庭センターを6箇所以上設置している(※複数or0)

正算額は以下の通り

$$\begin{array}{r}
 \text{正算額} \\
 \text{【正額】} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

<システム改修費>

【1】前年度1年間の妊娠届出数400件未満 600千円

【2】前年度1年間の妊娠届出数400件以上 1,000千円

【3】中核市・特別区 2,000千円

【4】政令市 4,000千円

※妊娠届出とは、母子保健法第16条に定める妊娠の届出の届、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{上記【1】} \sim \text{【4】} \\
 \text{【 } \dots \text{】}
 \end{array}
 \times \dots$$

$$\begin{array}{r}
 \text{正算額} \\
 \text{【正額】} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

【様式2別表2】

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書（内訳書）

市町村名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等					円	
事業費	費用金 物品購入費 役務費 使用料及び賃借料 旅費金 委託費 負担金					
	報酬 給料及び職員手当 職員旅費 共済費 費用金 物品購入費 役務費 使用料及び賃借料 旅費金 委託費 負担金					
システム改修費	費用金 物品購入費 役務費 使用料及び賃借料 旅費金 委託費 負担金					
合 計						

【注1】 同内容であれば別様式でも差し支えない。

【注2】 本表の種目ごとの金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

【注3】 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。虚数行の追加を行うこと。

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は□にすること。

①□法施行規則第1条の4の4に規定する支給の方法

②□市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

[ ]

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

[ ]

4 事業費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 [ ]

※記載例【会計年度任用職員：2名【事務補助職員】】

5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ連携レイアウトの改修を実施

(様式3)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の交付申請について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

- 1 交付申請額 様式3別表の交付申請額のとおり
- 2 添付書類

【都道府県分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書（様式3別表1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書（様式3別表2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書
- ・歳入歳出予算書（又は見込み書）抄本

【市町村分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付申請額内訳表（委託経費等）（様式3別表3-1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付申請額内訳表（事務費）（様式3別表3-2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付申請額内訳表（システム改修費）（様式3別表3-3）



(様式3別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書 (内訳書)

都道府県名

種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役員費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金			円	円	
合計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業計画書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は□にすること。

①□法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②□市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

( )

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

( )

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
交付申請額内訳表(委託経費等)

都道府県名

	市町村名	地方公共団体 コード	総事業費		寄付金その他 取入予定額		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	国庫補助 基本額	交付申請額 G×(10/10)	前年度1年間の 妊娠届出数	前年度1年間の 出生者数
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	人
1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
	合 計											0	0	0

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順(昇順)で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の委託経費等のみを記入すること。  
 2 O欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
 6 I欄には、母子保健法第15条に定める妊娠の届出のほか、転入者からの妊娠していることの届出等の告知も含め記入すること。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
交付申請額内訳表(事務費)

都道府県名

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費 A	寄付金その他 収入予定額		差引額 (A-B)		対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	進定額 F	国庫補助 基本額 G	交付申請額 G×(1/2) H	前年度1年間の 妊婦届出数 I	子ども家庭センターの 届所数 J
			円	円	円	円							
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計											0	0	0

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順(昇順)で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の事務費のみを記入すること。  
 2 C欄には、各市町村ごとにA欄からE欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
 6 I欄には、母子保健法第15条に定める妊婦の届出のほか、転入者からの妊娠していることの届出等の告知も含め記入すること。  
 7 J欄には、子ども家庭センター及び従前の子育て世代包括支援センター(母子保健機能窓口)の届所数を記入すること。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
交付申請額内訳表（システム改修費）

都道府県名 \_\_\_\_\_

	市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	交付金その他 収入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	基準額	運定額	国庫補助 基本額	交付申請額	(補助率)	該当するものを番号で記入 1、一般市町村 2、中核市・特別区 3、政令市	該当するものを番号で記入 1、財政力指数1未満 2、財政力指数1以上
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円			
1			0	0	0	0	0	0	0	0	2/3		
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計											0		

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順（昇順）で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業のシステム改修費のみを記入すること。  
 2 C欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）  
 6 交付要綱に基づき、令和7年度の当該補助金のシステム改修費の交付決定を受けている市町村は申請できない。  
 7 補助率については、交付要綱に基づき、市町村の財政力指数により補助率が変動する。

(様式4)

こ成環第※号

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付決定通知書

都道府県知事

令和※※年※※月※※日※※※※で申請のあった令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第※項の規定により、次のとおり交付決定することにしたので、同法第8条の規定により通知する。

令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は令和※年※月※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、国庫補助基本額又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

国庫補助基本額	金※※※※※※※※円
交付決定額	金※※※※※※※※円

- 3 交付決定額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この交付金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式5)

こ 成 環 第 ※ 号  
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付決定通知依頼書

令和※年※月※日※※※※で進達があった令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第※項の規定により、別表のとおり交付決定することにしたので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式6により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この交付決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(様式5別表)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
交付決定額内訳表

都道府県名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

市町村名	地方公共団体 コード	委託経費等		事務費		システム改修費	
		国庫補助基本額	交付決定額	国庫補助基本額	交付決定額	国庫補助基本額	交付決定額
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合 計							

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で申請のあった令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第※項の規定により、令和※年※月※日こ成環第※号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

- 1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は令和※年※月※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、国庫補助基本額又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

国庫補助基本額	金※※※※※※※※円
交付決定額	金※※※※※※※※円

- 3 国庫補助基本額及び交付決定額の内訳は、次のとおりである。

種目	国庫補助基本額	交付決定額
委託経費等	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
事務費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
システム改修費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円

- 4 交付決定額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 5 この交付金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。
- 7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式7)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 変更交付申請額      様式7別表1の交付申請額のとおり
  
- 2 添付書類
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表  
(様式7別表1)
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表内訳書  
(様式7別表2)
  - ・ 令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書
  - ・ 歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

【様式7別表1】

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表

自費比率

補助金交付率

種目	標準単費	交付金その他 収入予定額	総額 (A+B)	対象経費の 支出予定額	総額	減額	国庫補助 単価	交付申請額	既交付決定額	今回追加 (一部取消) 額 (D-I)
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円
委託経費等			D		D	D	D	16/16		D
事務費			D		D	D	D	1/2		D
システム改修費			D		D	D	D	2/3		D
合計										D

- ※ 助成金を国庫カードとは、標準単価の標準化と円滑化を図るため、カード標準化の一環として、納期が変更したカードのカード番号である。
- A欄には、この事業のみの標準単価を記入すること。
  - B欄には、以下の基準額を算出で算出した額を記入すること。
  - C欄には、各欄目ごとの金額、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
  - F欄には、各欄目ごとの下欄の額を記入すること。
  - G欄には、G欄の欄に交付申請に定める補助率を乗じた額を記入すること。（欄目ごとに算出された欄目別金額の総額をEと乗算する場合は、これを切り捨てるものとする。）
  - H欄には、1欄目別交付申請率と算出された標準単価との乗算を記入すること。
  - Iシステム改修費については、交付申請に基づき、令和7年度の当該補助金のシステム改修費の交付決定を受けている箇所は申請できない。
  - Jシステム改修費の補助率については、交付申請に基づき、前年度の補助率より補助率が変動する。

前年度1年前の 妊婦届出数	前年度1年前の 出生数	こども家庭セン ター設置数
人	人	箇所

いずれか1つを選択するものを選択  
(1) 一般市町村 (2) 中核市・特別区 (3) 政令市

金額入力欄

どちらか1つを選択するものを選択  
(1) 財政力指数1未満 (2) 財政力指数1以上

金額入力欄

※システム改修費を申請する自費率は既納のうえに入力すること。

令和7年度の当該補助金のシステム改修費の交付決定を受けていない。

基準額算定表

交付申請に基つき、以下の観点により算出すること。

<委託経費等>

交付申請市町村（特別区を含む）の前年度1年前の妊婦届出数及び出生数100人当たり 160千円

※100人未満の対象数は切り上げるものとする。

※妊婦届出とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出の他、転入者から既報していることの届出等の旨も含むものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{妊婦届出数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{出生数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{（妊婦届出数+出生数）} \\
 \text{人}
 \end{array}
 \div
 \begin{array}{r}
 \text{（100人未満切り上げ）} \\
 \text{人}
 \end{array}
 \times \dots \text{①}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{補助単価} \\
 \text{160,000円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{（①/100）} \\
 \text{人}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{基準額} \\
 \text{（千円）} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

<事務費>

(1) 前年度1年前の妊婦届出数200件未満 3,000千円

(2) 前年度1年前の妊婦届出数200件以上100件未満 9,000千円

(3) 前年度1年前の妊婦届出数100件以上 16,000千円（こども家庭センターを5 箇所以上設置している場合 30,000千円）

※妊婦届出とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出の他、転入者から既報していることの届出等の旨も含むものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{妊婦届出数} \\
 \text{人}
 \end{array}
 \times \dots \text{（1） - （2）}$$

(3) のうちこども家庭センターを5箇所以上設置している（当該）

基準額は以下の通り

$$\begin{array}{r}
 \text{基準額} \\
 \text{（千円）} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

<システム改修費>

(1) 前年度1年前の妊婦届出数400件未満 600千円

(2) 前年度1年前の妊婦届出数400件以上 1,000千円

(3) 中核市・特別区 2,000千円

(4) 政令市 4,000千円

※妊婦届出とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出の他、転入者から既報していることの届出等の旨も含むものとし、

$$\begin{array}{r}
 \text{上記（1） - （4）} \\
 \text{（千円）}
 \end{array}
 \times \dots \text{（3）}$$

$$\begin{array}{r}
 \text{基準額} \\
 \text{（千円）} \\
 \text{円}
 \end{array}$$

(様式7別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表 (内訳書)

市町村名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等				円	円	
事務費	需用費					
	備品購入費					
	役務費					
	使用料及び賃借料					
	報償費					
	委託費					
	負担金					
	報酬					
	給料及び職員手当					
	職員旅費					
システム改修費	共済費					
	需用費					
	備品購入費					
	役務費					
	使用料及び賃借料					
	報償費					
	委託費					
	負担金					
	需用費					
	備品購入費					
役務費						
使用料及び賃借料						
報償費						
委託費						
負担金						
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の種目ごとの金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

## 令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書

### 1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

### 2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

( )

### 3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

( )

### 4 事務費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 ( )

※記載例（会計年度任用職員：2名（事務補助職員））

### 5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保障・税番号制度に係る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改版を実施



(様式8)

( 文 書 番 号 )

令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の変更交付申請について

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付を受けた標記補助金について、次のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請する。

なお、管内市町村から提出された標記申請書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので併せて提出する。

1 変更交付申請額 様式8別表の交付申請額のとおり

2 添付書類

**【都道府県分】**

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書(様式8別表1)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金所要額調書内訳書(様式8別表2)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書
- ・歳入歳出予算書(又は見込み書)抄本

**【市町村分】**

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(委託経費等)(様式8別表3-1)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(事務費)(様式8別表3-2)
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金国庫補助所要額内訳表(システム改修費)(様式8別表3-3)

(様式 8別表 1)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表

届出府県名 \_\_\_\_\_

種目	総事業費 A 円	寄付金その他 収入予定額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	基準額 E	予定額 F 円	国庫補助 基本額 G 円	交付申請額 H 円 (F/G)	既交付決定額 I 円	今回追加 (一部取消) 額 (H-I) J 円
委託経費等			0		0	0	0	0		0
合計								0	0	0

- ※ 地方自治体コードとは、府県名称の読み仮名と併用して、コード標準化の一環として、実施者が決定した5桁のコード番号である。
- 1 欄には、このも定額申請費が算めた額を記入すること。
  - 2 欄には、各種費ごとにD欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
  - 3 欄には、各種費ごとにF欄の額を記入すること。
  - 4 欄には、D欄の額に未満額に定める補正率を乗じた額を記入すること。(算出された額に予算未達の繰戻が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
  - 5 欄には、1 欄の既交付決定額とD欄の国庫補助基本額との差額を記入すること。

前年度4年度の 管内妊娠届出数	前年度4年度の 管内出生者数
_____人	_____人

基準額算定表

<委託経費等>

管内市町村(特別区を含む)の前年度1年間の妊娠届出数及び出生者数100人当たり 150千円

※100人未満の対象者は切り上げるものとする。

※妊娠届出とは、母子保健法第15条に定める妊娠の届出の他、転入者から妊娠していることの届出等の告知も含むものとする。

妊娠届出数	+	出生者数	=	_____人	=	[100人未満切り上げ]	_____人・・・①
_____人		_____人		_____人			
補助単価	×	( ①/100 )	=	基準額 (E欄)			
150,000円		_____		_____円			

(様式8別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付申請額算出表 (内訳書)

都道府県名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金				円	円
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

## 令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業変更計画書

### 1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

### 2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

( )

### 3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

( )

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
変更交付申請額内訳表(委託経費等)

都道府県名

	市町村名	地方公共団体 コード	従事業費		差引額 (A-B)		対象経費の 支出予定額		基準額	選定額	国庫補助 基本額	交付申請額 G×(10/10)	既交付決定額	今回追加 (-振込)額 (H-I)	前年度1年間の 妊婦届出数	前年度1年間の 出生者数
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円								
1			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
	合 計											0	0	0	0	0

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順(昇順)で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の委託経費等のみを記入すること。  
 2 C欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
 6 J欄には、I欄の既交付決定額とH欄の国庫補助所費額との差額を記入すること。  
 7 K欄には、母子保健法15条に定める妊婦の届出のほか、転入者からの妊婦していることの届出等の告知も含め記入すること。

(様式 8 別表 3 - 2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
変更交付申請額内訳表 (事務費)

都道府県名 \_\_\_\_\_

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	交付金その他 取入予定額	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	基準額	選定額	国庫補助 基本額	交付申請額 G×(1/2)	県交付決定額	今回追加 (一貫取得) 額 (H-I)	前年度1年間の 妊婦届出数	子ども家庭センター の箇所数
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 人	L 箇所
1		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合 計									0	0	0	0	0

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順(昇順)で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の事務費のみを記入すること。  
 2 C欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びH欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
 6 J欄には、I欄の既交付決定額とH欄の国庫補助所要額との差額を記入すること。  
 7 K欄には、母子保健法第15条に定める妊婦の届出のほか、転入者からの届出していることの届出等の告知も含め記入すること。  
 8 L欄には、子ども家庭センター及び従前の子育て世代包括支援センター(母子保健機能窓口)の箇所数を記入すること。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
変更交付申請額内訳表 (システム改修費)

都道府県名

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費		差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	基準額	決定額	国庫補助 基本額	交付申請額	(補正率)	既交付決定額	今回追加 (=差引額) 額 (H-I)		該当するものを番号で記入 1、一般市町村 2、中核市・特別区 3、政令市	該当するものを番号で記入 1、財政力指数 1未満 2、財政力指数 1以上
		A 円	B 円									C 円	D 円		
1		0	0	0	0	0	0	0	0	2/3	0	0			
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合 計									0		0	0			

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。  
※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード順(昇順)で全て記載すること。  
1 本表には、市町村が行う事業のシステム改修費のみを記入すること。  
2 C欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
6 J欄には、I欄の既交付決定額とH欄の国庫補助所要額との差額を記入すること。  
7 交付要綱に基づき、令和7年度の当該補助金のシステム改修費の交付決定を受けている市町村は申請できない。  
8 補助率については、交付要綱に基づき、市町村の財政力指数により補助率が変動する。

(様式 9)

こ成環第※号

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付決定通知書

都道府県知事

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定通知を行った令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※申請に基づき、決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定したので通知する。

令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は令和※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。
- 2 国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。

国庫補助基本額	金※※※※※※※※円
（うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円）
（うち既交付決定分	金※※※※※※※※円）
交付決定額	金※※※※※※※※円
（うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円）
（うち既交付決定分	金※※※※※※※※円）
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

(様式 10)

こ 成 環 第 ※ 号  
令 和 ※ ※ 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付決定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※で進達があった申請に基づき、決定の内容の一部を別表のとおり変更することに決定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の10に定める様式11により貴管内市町村に通知されたい。

なお、この決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とするので併せて通知されたい。

(様式109(表))

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
変更交付決定額内訳表

都道府県名 \_\_\_\_\_

(単位:円)

市町村名	地方公共団体 コード	委託経費等				専攻費				システム経費等			
		前年度補助金 うち今回増加 (減少) 額	今回交付決定分	交付決定額	交付決定額	前年度補助金 うち今回増加 (減少) 額	今回交付決定分	交付決定額	交付決定額	前年度補助金 うち今回増加 (減少) 額	今回交付決定分	交付決定額	交付決定額
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
合計													

※ ※※(令和※年度)は、令和※年度の予算執行額に基づき算出された額を示す。

(様式 11)

( 文 書 番 号 )

令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金変更交付決定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※申請に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって決定の内容の一部が次のとおり変更することに決定されたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は令和※※年※※月※※日※※※※申請書記載のとおりである。

2 国庫補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。

国庫補助基本額	金※※※※※※※※円
（うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円）
（うち既交付決定分	金※※※※※※※※円）
交付決定額	金※※※※※※※※円
（うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円）
（うち既交付決定分	金※※※※※※※※円）

3 国庫補助基本額及び交付決定額の内訳は、次のとおりである。

種目	国庫補助基本額	交付決定額
① 委託経費等	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち既交付決定分	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
② 事務費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち既交付決定分	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
③ システム改修費	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち今回増加（減少）額	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円
うち既交付決定分	金※※※※※※※※円	金※※※※※※※※円

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和※※年※※月※※日とする。

|(様式12)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

市町村長

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 補助金精算額  
様式12別表の確定額のとおり
  
- 2 添付書類
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表（様式12別表1）
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表内訳書（様式12別表2）
  - ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書
  - ・歳入歳出決算書（又は見込み書）抄本

(様式12別表1)

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表

自治体番号: \_\_\_\_\_ 指定交付団体コード: \_\_\_\_\_

(千円)

種別	給付未済		交付済		差引額 (A-B)	繰上額 E	繰下額 F	前年度繰上 額未済 G	前年度繰下 額未済 H	交付決定額 I	収入控額 J	差引繰上 額 (I-J)	繰上額	繰下額
	A	B	C	D										
委託経費等			0		0	0	0	0	0			0	0	0
事務費			0		0	0	0	0	0			0	0	0
システム改修費			0		0	0	0	0	0			0	0	0
合計										0	0		0	0

- ※ 交付決定額コードとは、情報連携の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、業務者が設定した6桁のコード番号である。
- A欄には、この事業のみの経費を記入すること。
  - B欄には、以下の基準額を超過した額を記入すること。
  - C欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - D欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - E欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - F欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - G欄には、前年度の繰上額のうち収入控額を記入すること。
  - H欄には、前年度の繰下額のうち収入控額を記入すること。
  - I欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - J欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - K欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。
  - L欄には、各種給付に備え、お祝い金と併せて記入すること。

前年度1年間の 妊婦数	前年度1年間の 出生数	この年度セン ター開設数
I	M	N
人	人	箇所

いずれか該当するものを選択 (1) 一般町村 (2) 中核市・特別区 (3) 政令市
( )

どちらか該当するものを選択 (1) 財政力指数1未満 (2) 財政力指数1 以上
( )

基準額算定表

算定標準となる基準額の算定に基き、以下の算定率により算出すること。

<委託経費等>

管内市町村(特別区を含む)の昨年度1年間の妊婦数及び出生数100人当たり 160千円  
 ※100人未満の対象費は切り上げるものとする。  
 ※妊婦数とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出、転入等から算出していることの出産等の数も含むものとする。

$$\text{妊婦数} \times \frac{\text{基準額}}{100} = \text{標準額}$$

$$\text{妊婦数} \times \frac{\text{標準額}}{100} = \text{標準額}$$

<事務費>

(1) 昨年度1年間の妊婦数200未満 5,000千円  
 (2) 昨年度1年間の妊婦数200以上100未満 9,000千円  
 (3) 昨年度1年間の妊婦数100以上 16,000千円 (こども定額センターを5ヶ所以上設置している場合 30,000千円)  
 ※妊婦数とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出、転入等から算出していることの出産等の数も含むものとする。

$$\text{妊婦数} \times \frac{\text{標準額}}{100} = \text{標準額}$$

<システム改修費>

(1) 昨年度1年間の妊婦数400未満 600千円  
 (2) 昨年度1年間の妊婦数400以上 1,000千円  
 (3) 専ら専ら 4,000千円  
 (4) 専ら専ら 4,000千円  
 ※妊婦数とは、母子保健法第16条に定める妊婦の届出、転入等から算出していることの出産等の数も含むものとする。

$$\text{上記(1)-(4)} \times \frac{\text{標準額}}{100} = \text{標準額}$$

様式(2別表2)

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告額算出表（内訳書）

市町村名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等					円	円
事業費	雑用費 備品購入費 役員費 使用料及び賃借料 旅費費 委託費 負担金					
	報酬 給料及び職員手当 職員旅費 共済費 雑用費 備品購入費 役員費 使用料及び賃借料 旅費費 委託費 負担金					
システム改修費	雑用費 備品購入費 役員費 使用料及び賃借料 旅費費 委託費 負担金					
合 計						

[注1] 同内容であれば別様式でも差し支えない。

[注2] 本表の種目ごとの金額の合計が別表1の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

[注3] 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。重畳行の追加を行うこと。

令和×年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は同じにすること。

①口座振込行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

[ ]

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

[ ]

4 事業費の実施内容

上記2の①の支給方法を次の人員体制で実施

職員： 名 [ ]

※記載例 [令和年度任用職員：2名【事業補助職員】]

5 システム改修費実施内容

※記載例

社会保険・税金手帳に保る情報連携について、妊婦支援給付金の支給 情報等の円滑な把握のためのデータ標準レイアウトの改修を実施

(様式13)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金の事業実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告する。

なお、管内市町村から提出された標記報告書について、その内容を審査し、適正であることを確認したので様式13別表3のとおり提出する。

1 補助金精算額 様式13別表の確定額のとおり

2 添付書類

【都道府県分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表（様式13別表1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表内訳書（様式13別表2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書
- ・歳出歳入決算書（又は見込書）抄本

【市町村分】

- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（委託経費等）（様式13別表3-1）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（事務費）（様式13別表3-2）
- ・令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額内訳表（システム改修費）（様式13別表3-3）

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金実績報告額算出表

経費控除額

種目	経費控除額										(予定)		
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K 円	確定額 円	送達額 円
委託経費等			0		0	0	0	0			0	0	0
合計											0	0	0

- ※ 地方自治体コードとは、野暮田町の標準化と同等化にするため、コード標準化の一環として、郵便番号が設定された6桁のコード番号である。
- 1 ①欄には、こども定期療育費が算入された額を記入すること。
  - 2 ②欄には、各種まごころの①欄、②欄及び③欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。
  - 3 ④欄には、各種まごころ②欄の額を記入すること。
  - 4 ⑤欄には、④欄の額に未産婦に定まる補助費を加えた額を記入すること。(算出された額に平均未満の繰上りがある場合は、これを繰り越すものとする。)
  - 5 ⑥欄には、①欄の交付決定額のうち受入控除額を記入すること。
  - 6 ⑦欄には、①欄の受入控除額と⑤欄の控除額を合計した額を記入すること。

前年度1年度の 管外産婦届出数	前年度1年度の 管外産婦受胎数
人	人

基準額算定表

<委託経費等>

管内市町村(特別区を含む)の前年度1年間の妊婦届出数及び出生者数100人当たり 150千円

※100人未満の対象者は切り上げるものとする。

※妊婦届出とは、母子保健法第15条に定める妊婦の届出の届、無入者から妊婦していることの届出等の各欄も含むものとする。

妊婦届出数	+	出生者数	=	0人	÷	100人未満切り上げ	=	0人・・・①
補助単価	×	(①/100)	=	150,000円	×	0	=	0円

(様式13別表2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告額算出表(内訳書)

都道府県名						
種目	費目	品目等	数量	単価	金額	備考
委託経費等	需用費 備品購入費 役務費 使用料及び賃借料 報償費 委託費 負担金				円	
合 計						

(注1) 同内容であれば別様式でも差し支えない。

(注2) 本表の金額の合計が別表1の委託経費等分の「対象経費の支出予定額」と一致すること。

(注3) 品目等はまとめて記載せず詳細に記載すること。補足は備考欄に記載すること。適宜行の追加を行うこと。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金事業実績報告書

1 事業実施の期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 妊婦支援給付金支給方法

※該当する場合は☑にすること。

①☐法施行規則第1条の4の4に規定する支払の方法

②☐市町村が実施する本人の希望に応じたクーポン等の支給方法

※具体的な方法を記載すること。

( )

3 委託経費等の実施内容

上記2の②の支給方法を次のとおり実施

※具体的な方法を記載すること。

( )

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
実績報告額内訳表（委託経費等）

都道府県名

(予定)

市町村名	地方公共団体 コード	総事業費	交付金その他 収入予定額		差引額 (A-B)		対象経費の 支出予定額		基準額	決定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額 G×(10/10)		交付決定額	受入済額	差引過不足額 (J-H)		前年度1年間の 経費届出数	前年度1年間の 出生者数		確定額	過渡額		
			A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円				G 円	H 円			I 円	J 円		K 円	L 人			M 人	
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
合計													0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省が設定した9ケタのコード番号である。  
 ※ 母体の所属は、市町村を地方公共団体コード欄（最終）で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の委託経費等のみを記入すること。  
 2 〇欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄の金額を合計し、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に本通知に定める補助率を乗じた額を記入すること。（千円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。）  
 6 J欄には、I欄の既交付決定額とF欄の国庫補助所定額との差額を記入すること。  
 7 K欄には、I欄の受入済額とH欄の要国庫補助額の差額を記入すること。  
 8 L欄には、母子保健法第15条に定める妊娠の届出のほか、輸入者からの妊娠していることの届出等の告知も含め記入すること。

(様式) 別表 3-2)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
実績報告額内訳表(事務費)

都道府県名

(予定)

市町村名	地方公共団体 コード	経事業費 A	寄附金等の重 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	認定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助額 G×(1/2) H	交付決定額 I	受入済額 J	差引額不足額 (I-J) K		前年度1年間の 妊娠届出数 L	こども家庭センターの 届出数 M	確定数	改定数
												円	円				
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計									0	0	0	0	0	0	0		

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、経費者が設定したロケタのコード番号である。  
 ※ 申請の有無に関わらず、管内市町村を地方公共団体コード用(県別)で全て記載すること。  
 1 本表には、市町村が行う事業の事務費のみを記入すること。  
 2 C欄には、各市町村ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。  
 3 F欄には、各市町村ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較して、最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、各市町村ごとにF欄の額を記入すること。  
 5 H欄には、G欄の額に半額加算した額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
 6 I欄には、I欄の差引決定額とH欄の国庫補助額を合計した額を記入すること。  
 7 K欄には、I欄の差引決定額とH欄の国庫補助額の差額を記入すること。  
 8 L欄には、母子保健室等が届け出る妊娠届出の届出数(妊婦)から妊娠していること届出等の届出数も含めて記入すること。  
 9 M欄には、こども家庭センター及び妊婦の子育て世代包括支援センター(母子保健相談窓口)の届出数を記入すること。

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
実績報告額内訳表 (システム改修費)

都道府県名

市町村名	地方公共団体 コード	経費実額 A	交付金等の他 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	要綱趣旨補助額 H	〈補助率〉 I	交付決定額 J	受入済額 K	累計過不足額 (J-K) L	該当するもの番号等で記入 1、一般市町村 2、甲種市・特別区	該当するもの番号等で記入 1、財政力指数1未満 2、財政力指数1以上	〈予定〉		
																確定額	達成額	
1		円	円	円	円	円	円	円	円	2/3	円	円	円					
2		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0					
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
合計										0		0	0					

※ 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、経団連が設定した6ケタのコード番号である。  
※ 甲種市の指定に関する、都道府県を地方公共団体コード1桁(甲種)で全て記載すること。  
1 基本には、市町村交付の事業のシステム改修費のみを記入すること。  
2 0欄には、各市町村ごとに去欄から自欄を差引いた金額を記入すること。  
3 1欄には、各市町村ごとに、自欄交付額とを併記して、最も多い額を記入すること。  
4 0欄には、各市町村ごとに下欄の額を記入すること。  
5 1欄には、0欄(欄)金額に、交付金等他収入を併記した額を記入すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)  
6 2欄には、1欄の既交付決定額と1欄の国庫補助所要額との差額を記入すること。  
7 3欄には、1欄の受入済額と1欄の国庫補助所要額の差額を記入すること。  
8 システム改修費の補助率については、交付要綱に基づき、市町村の財政力指数により補助率が変動する。

(様式 14)

こ成環第※号

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付額確定通知書

都道府県知事

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定通知を行った令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※年※※月※※日※※※※事業実績報告に基づき、交付額を金※※※※※※※円に確定したので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金※※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ずる。

令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

(様式 15)

こ 成 環 第 ※ 号  
令和※※年※※月※※日

都道府県知事 殿

こども家庭庁長官

令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付額確定通知依頼書

令和※※年※※月※※日こ成環第※号で交付決定の通知を依頼した貴管内市町村に係る令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※で進達があった事業実績報告に基づき、別表のとおり交付額を確定したので、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」の 12 に定める様式 16 により貴管内市町村に通知されたい。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ずるので、この旨併せて通知願いたい。

(様式15別表)

令和※年度 妊婦のための支援給付事業費補助金  
確定額内訳表

都道府県名 \_\_\_\_\_

(単位:円)

市町村名	地方公共団体 コード	委託経費等		事務費		システム改修費	
		確定額	返還額	確定額	返還額	確定額	返還額
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
合計							

(注) 地方公共団体コードとは、情報処理の効率化と円滑化を図るため、コード標準化の一環として、総務省が設定した6ケタのコード番号である。

(様式 16)

( 文 書 番 号 )

令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付額確定通知書

(市町村名)

令和※※年※※月※※日※※※※で交付決定通知を行った令和※※年度妊婦のための支援給付事業費補助金については、令和※※年※※月※※日※※※※事業実績報告に基づき、令和※※年※※月※※日こ成環第※号をもって交付額が金※※※※※※円に確定されたので通知する。

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金※※※※※※円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和※※年※※月※※日までに返還することを命ぜられたので通知する。

令和※※年※※月※※日

都道府県知事

(様式 17)

( 文 書 番 号 )  
令和※※年※※月※※日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事  
市 町 村 長

令和※年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和※年※月※日こ成環第※号により交付決定を受けた令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金について、令和※年※月※日こ成環第※号こども家庭庁長官通知の別紙「令和※年度妊婦のための支援給付事業費補助金交付要綱」6の(9)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条に基づく確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金等返還相当額)  
金 円
- 3 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

以上

